

白山市監査公表第6号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を別紙のとおり公表します。

令和6年4月18日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 西 川 寿 夫

## 定例監査結果報告書

### 1 白山市監査基準への準拠

白山市監査基準に準拠して監査を行った。

### 2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項並びに第4項に基づく定例監査及び行政監査

### 3 監査の対象

対象部署	対象範囲
スポーツ課、公園緑地課、建築住宅課及び教育総務課	令和5年4月1日から令和5年11月30日までに執行された所掌事務事業について
企画課（含 SDGs・地方創生推進室、定住推進室）、協働推進課、交通対策課、白山総合車両所等活用対策室及び鶴来白山ろく上下水道課	令和5年4月1日から令和5年12月31日までに執行された所掌事務事業について
文化課及び会計課	令和5年4月1日から令和6年1月31日までに執行された所掌事務事業について

### 4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行について、その事務が関係法令にのっとり、適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

<主な監査項目>

- (1) 財務に関する事務の執行状況
- (2) 契約に関する事務の執行状況
- (3) 財産管理及び施設維持管理状況
- (4) その他必要と認める事項

### 5 監査の主な実施内容

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

## 6 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員事務局及び監査対象部局等
- (2) 実施日程 令和6年2月21日から令和6年4月18日まで

## 7 監査の結果

財務に関する事務等の執行状況は、監査した範囲においては、おおむね適正に処理されていると認められた。

また、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項及び監査に際して見受けられた事務処理上注意すべき軽微な事項については、当事者に対して改善又は検討を促したので、記述を省略した。